

令和3年度愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療 機関設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する医療機関（以下「診療・検査医療機関」という。）の設置者が行う整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 診療・検査医療機関による、厚生労働省の定めた令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知）に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）3（4）による設備整備事業

(交付額の算定方法)

第3 補助対象期間は、令和3年4月1日（令和3年度に新たに診療・検査医療機関に指定された場合は、指定されたとき）から知事が別に定める日までとする。

2 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

- (1) 別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

(申請手続)

第4 規則第3条による申請書及び添付書類の様式は、様式1のとおりとし、その提出部数は2部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式2による変更交付申請書を2部知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額以内における、補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更及び補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(電子情報処理組織による申請)

第7 第6の規定による申請は、第6第1項及び第2項に規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請は、様式2及び様式3に記載すべきこととされている事項を、明らかにしなければならない。

3 第1項の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に申請されたものとみなす。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第9 補助事業者は交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を2部知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、様式3のとおりとし、その提出部数は2部知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第 11 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 12 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式 4 により速やかに知事に報告しなければならない。

提出部数は 2 部知事に提出するものとする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 13 規則第 20 条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(一括下請負の禁止)

第 14 補助事業者は補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(関係書類の整備)

第 15 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(契約の締結)

第 16 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(実施細則)

第 17 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

基 準 額	対 象 経 費	補助率
次により算出された額の合計額 ①H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ②H E P Aフィルター付パーテーション 205,000円 ×知事が必要と認めた台数 ③個人防護具 3,600円 ×知事が必要と認めた人数分 ④簡易ベッド 51,400円 ×知事が必要と認めた台数 ⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	設備を整備するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料	10 / 10

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。